

議案第103号

めむろまちづくり参加条例中一部改正の件

めむろまちづくり参加条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

めむろまちづくり参加条例の一部を改正する条例

めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第3号」を「第2号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

すまいるボードの廃止に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

めむろまちづくり参加条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(公表の方法)</p> <p>第8条 町民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によります。この場合において、<u>第2号</u>に規定する方法での公表については、事後に行うことができます。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 一略一</p> <p>2と3 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第8条 町民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によります。この場合において、<u>第3号</u>に規定する方法での公表については、事後に行うことができます。</p> <p>(1) 一略一</p> <p><u>(2) 町内主要施設に設置する掲示版への掲示</u></p> <p><u>(3)</u> 一略一</p> <p><u>(4)</u> 一略一</p> <p>2と3 一略一</p>